

平成28年12月16日

瀬戸市長 伊藤保徳 様

申し入れ書

平成28年12月定例会において、第67号議案 瀬戸市事務分掌条例の一部改正について、第68号議案 行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、及び第85号議案 平成28年度瀬戸市一般会計補正予算（第6号）の3議案を撤回されたことに関し、今後議案を提出するにあたり留意していただきたい事項について、別紙のとおり取りまとめましたので、申し入れします。

瀬戸市議会 議長 戸田由久

【申し入れ事項】

1 議案の撤回について

市長は、12月12日に開催された本会議において、第67号議案「瀬戸市事務分掌条例の一部改正について」、第68号議案「行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」及び第85号議案「平成28年度瀬戸市一般会計補正予算（第6号）」の撤回理由の説明の中で「内容についてさらに熟考することと判断した」と述べられた。

議案の提出者である市長は、あらかじめ議案を十分精査し議会に提出すべきであるにもかかわらず、それを怠っていたと言わざるを得ない。

よって、今後議案の提出にあたっては、事前に十分精査した上で提出していただき、議案の撤回という事態が再び起こることのないようにしていただきたい。

2 議会への情報提供について

今定例会で議案の撤回に至った原因の一つとして、議会に対する情報提供が不十分であり、議案の提出者である市長の意向が議会に十分伝わっていなかったことが考えられる。

よって、今定例会に提出された第63号議案「第6次瀬戸市総合計画基本構想の策定について」、第67号議案「瀬戸市事務分掌条例の一部改正について」のように、瀬戸市政に関する重要な議案については、提出者の意向を議会も共有できるよう、あらかじめ十分な情報提供を行っていただきたい。

以上